

令和3年1月14日

保護者様

京都府立峰山高等学校
校長 長島 雅彦

緊急事態宣言に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染拡大防止については、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、感染者の急増を受け、京都府においても昨日緊急事態宣言が発出されました。
つきましては、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、国や府の方針を踏まえ、下記のとおり対応しますので、何卒御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 学校運営の基本的方針について
府立学校におけるこれまでの感染状況はほとんどが家庭での感染であること等を考慮し、生徒の学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言期間中においても臨時休業はせず、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続します。
- 2 学校教育活動の制限について
緊急事態宣言期間中の学校教育活動については次のとおり制限（対応）します。
 - (1)「感染リスクの高い学習活動」の範囲を拡大し、一時的に停止します。
 - (2)実習等については、文部科学省の示すガイドライン等に従い、感染症対策を徹底します。
 - (3)部活動については、原則校内で自校生徒のみによる2時間以内の活動とします。また、公式大会・発表会等への参加は、全国大会・近畿大会及びそれらに繋がる府内大会のみ参加を認めることとします。
- 3 感染防止対策等の更なる徹底について
次の事項について御家庭においても御協力いただきますようお願いいたします。
 - (1)基本的感染防止対策の徹底
3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底してください。
 - (2)健康観察
毎朝の検温を含む登校前の健康観察と Forms の健康調査への入力を実行してください。また、体調不良等の症状が見られる場合や御家族に発熱、咳などの症状がある場合には、登校を控え、学校へ連絡してください。この場合は、「出席停止」の取り扱いとします。なお、登校を控えた場合にも継続して健康観察と Forms の健康調査への入力を行ってください。
 - (3)人権上の配慮
新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気です。感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方やその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS 等による誹謗中傷は絶対に行わないようにしてください。
 - (4)学校への報告
次の場合は速やかに御連絡いただきますようお願いいたします。
 - ・生徒本人、同居の家族の方がPCR検査を受ける場合
 - ・PCR検査等結果が判明した場合
 - ・生徒本人が濃厚接触者と判明した場合
- 4 その他
 - (1)上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがあります。
 - (2)発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口 [きょうと新型コロナ医療相談センター：(京都府・京都市共通) 電話075-414-5487] へ御相談いただき、指示に従ってください。
 - (3)御不明な点がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先	京都府立峰山高等学校
電話	0772(62)1012